

平成29年第13回教育委員会会議記録

平成29年9月28日（木）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 議案第1号 八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
日程第 3 議案第2号 八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱について
日程第 4 議案第3号 八雲町立図書館協議会委員の任命について
日程第 5 議案第4号 八雲町文化財保護審議会委員の任命について
日程第 6 議案第5号 八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について
日程第 7 議案第6号 八雲町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第 8 報告第1号 ものづくり・アイデア作品展審査結果について
日程第 9 その他

◎出席者

教育長	田 中 了 治
委 員	松 永 正 実
委 員	羽 田 圭 吾
委 員	藤 内 智 子

◎欠席者

委 員	神 原 伸 哉
-----	---------

◎出席した説明者

学校教育課長	石 坂 浩太郎
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課総務係長	若 山 晋 悟
社会教育課長	足 立 直 人
社会教育課公民館係長	桜 井 則 夫
社会教育課文化財係長	柴 田 信 一
体育課長	三 坂 亮 司
学校給食センター一次長	金 浜 ゆかり

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第13回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は4名です。定足数の出席を認めます。よって、平成29年第13回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、松永正実委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校給食センター所長 教育長。

○教育長 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 議案第1号八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について説明いたします。議案書1ページをお開きください。

学校給食センター運営委員会委員は、八雲町学校給食センター設置条例第4条第2項により、給食センターの円滑な運営を図るため、20人以内で組織し、学校の職員、父母の代表者、学識経験者を教育委員会が委嘱することとなっており、この度、議案書記載の15名を委嘱するものです。

学校の職員を代表して、小中学校長7名、父母の代表者として、小中学校のPTA役員7名、学識経験者として、総合病院の薬剤師1名を委嘱するものでございまして、うち再任が11名、新任が4名でございます。

なお、委員の任期は、八雲町学校給食センター設置条例第4条第3項の規定により、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの1年間となっております。

以上、議案第1号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 よろしいでしょうか。無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 議案第2号八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱につきまして、説明させていただきます。議案書2ページでございます。

社会教育委員は、社会教育法第15条第1項及び第29条第1項並びに八雲町社会教育委員条例第3条及び第4条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が委嘱すると定められ、さらに八雲町社会教育委員条例第2条の規定により、委員の定数は20人以内と定められております。

現在、八雲町社会教育委員は15名の委員を委嘱しており、任期が本年9月30日をもって終了いたしますので、新たに別紙名簿のとおり15名の委員を10月1日付けをもって委嘱しようとするものであります。

新任委員は、社会教育関係団体の推薦からでありまして、八雲町PTA連合会の会長が替わり、新会長の稲見裕一氏、若人のつどい代表前川伸也氏の2名を委嘱します。他に一般公募したところ応募が無かったため、前PTA連合会長の加藤 寛喜氏を学識経験者として再委嘱しています。新任2名再委嘱13名になっております。女性は5名で、3割以上を占めております。

なお、学校教育関係は校長会及び教頭会から社会教育関係は社会教育関係団体から推薦をいただいております。学識経験者は、地域や男女別、さらには実際に社会教育を実践している方で、一般公募につきましては、公募要領を定め募集しております。

社会教育委員の職務は、社会教育に関して教育委員会に助言することであり、任期は平成31年9月30日までの2年間となります。

また、八雲町公民館条例第15条に基づきまして、公民館運営審議会委員につきましては、八雲町社会教育委員をもって充てることとなっておりますので、社会教育委員が兼務することになります。

以上、議案第2号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 よろしいでしょうか。無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 議案第3号「八雲町立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○図書館長 教育長。

○教育長 図書館長。

○図書館長 議案第3号八雲町立図書館協議会委員の任命につきまして、説明させていただきます。議案書4ページでございます。

図書館協議会は、八雲町立図書館条例第16条の規定により設置されており、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある方の中から教育委員会が任命すると定められております。委員の定数は7人以内と規定されておりますが、現在、5名の委員を任命しており、任期が本年9月30日をもって終了いたしますので、新たに名簿のとおり本任期6名の委員を10月1日付けをもって任命しようとするものであります。

新任委員は、上から4段目の小林幸子氏を社会教育関係団体推薦として落部文化団体連合会の推薦で、最下段では1名を一般公募したところ山中久江氏から応募があり、そのまま任命することにし、他の4名を継続して任命することにして提案します。また、女性は4名となり6割以上を占めております。

任命内容は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とされておりまして、任期は平成31年9月30日までの2年間となります。

以上、議案第3号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 よろしいでしょうか。無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第4号

○教育長 日程第5 議案第4号「八雲町文化財保護審議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 議案第4号八雲町文化財保護審議会委員の任命につきまして、説明させていただきます。議案書5ページでございます。

文化財保護審議会は、八雲町文化財保護条例第13条、第15条及び第16条の規定により設置されており、学識経験を有する者から教育委員会が任命すると定められております。委員の定数は10人以内とし、現在、7名の委員を任命しており、任期が本年9月30日をもって終了いたしますので、新たに別紙名簿のとおり前期と同じ7名の委員を10月1日付けをもって任命しようとするものであります。

新任委員は、最下段の小島美紀さんです。過去女性の委員がいなく、男女共同参画の視点からも指摘を受けておりました。小島さんは町内で広告業ウェブデザイナーをしており、今年7月には、図書館で開催された八雲アイヌ協会と共催で「アイヌのお話しアニメオルシペスオオブ上映会」を主宰し、他の社会教育関係事業にも関心が高く、その意欲と新鮮な風を審議会を活かしたく考えました。他6名は、その経験を継続的に発揮していただくよう再任命としております。なお、一般公募については、特殊な知識・経験が求められ、北海道文化財保護審議会でも一般公募してないため、本任期での一般公募の手続きは八雲町自治基本条例を所管する企画振興課にも確認して行っておりません。

文化財保護審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議することとされておりまして、任期は平成31年9月30日までの2年間となります。

以上、議案第4号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 よろしいでしょうか。無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第5号

○教育長 日程第6 議案第5号「八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 議案第5号八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員の任命について、ご説明申し上げます。議案書6ページをお開き下さい。

八雲町スポーツ推進審議会委員は、スポーツ基本法第31条で、市町村に地方スポーツ推進に関する重要事項を調査させるためスポーツ推進審議会を置くことができるとなっており、八雲町スポーツ推進審議条例第4条の規定により、学識経験のある者、関係行政機関の職員から教育委員会が町長の意見を聴いて任命することとなっており、この度議案記載の5名を任命しようとするものです。

学識経験者として、町内競技スポーツ団体で組織する八雲・熊石体育協会からそれぞれ1名、地域スポーツの振興関係者として、町内会等で組織している地域スポーツ団体から1名、町民のスポーツ振興のため町が委嘱しているスポーツ推進委員から1名、児童・生徒スポーツ振興の関係者として、中学校体育連盟から1名を任命するもので、うち4名を再任とし、新任が1名であり、八雲町スポーツ推進審議会条例第6条の規定により、任期は、平成29年10月1日から平成31年9月30日までの2年間となっております。

なお、八雲町総合体育館条例第5条の規定で、総合体育館運営委員は、八雲町スポーツ推進審議会委員をもって充て、その任期はスポーツ推進審議会委員の任期によると規定されていることから、あわせて任命するものであります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 よろしいでしょうか。無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第6号

○教育長 日程第7 議案第6号「八雲町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 教育長。

○教育長 体育課長。

○体育課長 議案6号八雲町スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明申し上げます。議案書7ページ、8ページをご覧ください。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条第1項で、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、必要な熱意と能力を有するものの中から、市町村教育委員会がスポーツ推進委員を委嘱することとなっていることから、八雲町スポーツ推進委員規則第5条に基づき、平成29年10月1日から平成31年9月30日までの2年間を、議案書8ページのとおり、17名を委嘱するものです。

17名の選任の内訳は、地域スポーツ団体推薦として6名、学校関係者として町内各学校から5名、スポーツに関心と理解があるものとして教育委員会が推薦する熊石・熊石地域それぞれ3名を委嘱するもので、再任16名と新任1名でございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 よろしいでしょうか。無ければ、議案第6号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 報告第1号

○教育長 日程第8 報告第1号「ものづくり・アイデア作品展審査結果について」を

議題といたします。事務局の説明を求めます。

○公民館長 教育長。

○教育長 公民館長。

○公民館長 報告第1号ものづくり・アイデア作品展審査結果について報告させていただきます。議案書9ページでございます。

小・中学生の夏休み期間中に子どもの創造力を伸ばし、手作りの楽しさや工夫する喜びを理解させることを目的に作品を募集し、本年は町内5小学校から81点の作品の応募がありまして、9月6日に町内での審査会を実施し、町長賞3点、教育長賞3点、公民館長賞3点、北海道新聞社賞3点の計12点を第63回函館地方児童生徒発明工夫展「平成29年度ものづくり・アイデア作品展」に出展し、先日審査会が終了し、結果が送付されてきました。

次のページのとおり、特別賞で八雲小学校4年服部心夢さんの「ポップコーン屋さん」が渡島教育局長賞を受賞し、北海道大会の出展が決定しました。他に奨励賞3点、入選7点を選出されましたので報告いたします。

なお、作品の展示が函館市地域交流まちづくりセンターで28日から30日まで開催され、30日に表彰式も行われます。

以上、報告第1号ものづくり・アイデア作品展審査結果についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 特別賞というのが一番上という事になるんですか。最優秀賞、優秀賞に該当するものが特別賞という事になるのでしょうか。

○公民館長 教育長。

○教育長 公民館長。

○公民館長 特別賞というのが、俗にいう最優秀賞的な位置づけとなっております。また、その中で一覧表の上から順番に上位となっていると考えております。

八雲町における表彰の審査につきましても、やはり上から町長賞、教育長賞、公民館長賞となっておりますので、やはり作品の順位は上から順番になっていると考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第9 その他

○教育長 日程第9 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成29年第13回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時20分】